

令和 7 年度

財政健全化審査意見書

経営健全化審査意見書

仙北市監査委員

仙 発 監 第 8 0 号
令 和 8 年 9 月 1 5 日

仙北市長 田 口 知 明 様

仙北市監査委員 伊 藤 登志雄

仙北市監査委員 熊 谷 一 夫

令和7年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項
及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度健全化判断比率及び資金不
足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和7年度 財政健全化審査意見書

第1	審査の対象	6
第2	審査の期間	6
第3	審査の概要	6
第4	審査の結果	6
	（1）総合意見	6
	（2）個別意見	7
	（3）是正改善を要する事項	7

令和7年度 経営健全化審査意見書

第1	審査の対象	8
第2	審査の期間	8
第3	審査の概要	8
第4	審査の結果	8
	（1）総合意見	8
	（2）個別意見	9
	（3）是正改善を要する事項	9

令和7年度 財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下、「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和8年8月28日から令和8年9月14日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された令和7年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	－	－	－	13.07
②連結実質赤字比率	9.00	－	－	18.07
③実質公債費比率	9.6	8.9	8.6	25.0
④将来負担比率	73.0	75.8	98.8	350.0

〔注〕実質赤字比率が発生していないため、「－」で表記。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため発生していない。

② 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は 9.00%となっており、前年度は連結実質収支額が黒字であったのに対し、当年度は赤字となった。これは、病院事業会計における資金不足額が増加したことが主な要因である。早期健全化基準の 18.07%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

③ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は 9.6%となっており、前年度と比較すると 0.7ポイント増加している。早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

④ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は 73.0%となっており、前年度と比較すると 2.8ポイント改善されている。早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っており基準内の状態を示している。

(3) 是正改善を要する事項

連結実質赤字比率は 9.00%となっており、前年度は連結実質収支額が黒字であったのに対し、当年度は赤字となった。主な要因は、病院事業会計における資金不足額が前年度に比較して 720,707千円増加したことによるものである。

病院事業会計については、令和6年度決算における資金不足比率が 35.1%となり、経営健全化計画を策定して経営改善に取り組んでいるところであるが、同計画を着実に実行し、経営の健全化に一層努められたい。

また、市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、全庁一丸となって、全会計を通じた財政の健全化に取り組まれたい。

令和7年度 経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に定める、次の事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

- ①仙北市病院事業会計
- ②仙北市温泉事業会計
- ③仙北市水道事業会計
- ④仙北市下水道事業会計

第2 審査の期間

令和8年8月28日から令和8年9月14日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された令和7年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和7年度	令和6年度	令和5年度	
①仙北市病院事業会計	55.0	35.1	19.4	20.0
②仙北市温泉事業会計	—	—	—	20.0
③仙北市水道事業会計	—	—	—	20.0
④仙北市下水道事業会計	—	—	—	20.0

〔注〕資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「—」で表記。

(2) 個別意見

① 仙北市病院事業会計

仙北市の病院事業は田沢湖病院及び角館総合病院の2病院を経営し、それぞれが独立した経営形態をとっている。2病院を合わせた仙北市病院事業会計での令和7年度の資金不足比率は55.0%となっており、前年度と比較して19.9ポイント上昇している。また、経営健全化基準である20.0%を上回っている。

② 仙北市温泉事業会計

令和7年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

③ 仙北市水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

④ 仙北市下水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、差引剰余額が黒字であるため発生していない。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計の資金不足比率は、前年度と比較して19.9ポイント上昇し、55.0%となっており、経営健全化基準である20.0%を上回っている。

一方、令和8年3月に策定した仙北市病院事業経営健全化計画の収支計画では、令和7年度の資金不足比率を57.9%と見込んでいたことから、実績は計画値と比較して2.9ポイント改善している。

病院経営を取り巻く環境は、物価や人件費の高騰などにより極めて厳しい状況にあるが、同計画に掲げた取組を着実に実行し、安心・安全かつ持続可能な医療提供体制の構築と経営健全化に一層努められたい。